

ID: 808

担当部署: 建設水道課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日